

岩手県告示第517号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を令和2年8月14日から同年9月14日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び盛岡広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

令和2年8月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称及び住所 一般財団法人クリーンいわて事業団 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番地

(2) 代表者の氏名 大泉 善資

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所 岩手県八幡平市平館第1地割160番92ほか130筆

3 一般廃棄物処理施設の種類 最終処分場

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物

5 申請年月日 令和元年11月18日